

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 3 年 7 月 29 日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 小渕和幸

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0304-2020-0110	秩父郡東秩父村大字皆谷字小安戸 1 8 4 8 番 2
0304-2020-0114	秩父郡東秩父村大字白石字猪ノ鼻 1 7 1 番
0304-2020-0115	秩父郡東秩父村大字白石字経塚 1 7 7 番